

## 試験負担金等算定基準

(2021年度適用)

### 1. 試験負担金(2021年度)

#### (1) 試験負担金 (1件=1資材、1場所、1対象につき)

単位:円/件(税抜)

試 験 区 分		会 員	非会員
農 薬	薬効・薬害	435,000	555,000
	官能検査	260,000	340,000
	土壌残留分析試料採択	210,000	290,000
	予備試験(薬効・薬害)	390,000	510,000
	予備試験(官能検査)	260,000	340,000
肥料および 土壌改良剤	品質収量調査必要	330,000	410,000
	品質収量調査不要	290,000	370,000
苗 床 資 材(親床、子床それぞれ)		250,000	330,000
本 畑 資 材	品質収量調査必要	330,000	410,000
	品質収量調査不要	290,000	370,000
機 械		260,000	340,000
乾 燥	乾燥機、乾燥施設	350,000	430,000
	乾燥用資材	270,000	350,000

注1) 農薬の薬効・薬害試験は無処理、対照薬剤、供試薬剤2処理 計4区以内とする。

農薬の予備試験は、無処理区を含め4区以内とする。

2) 肥料および土壌改良剤、本畑資材以外で品質収量調査を必要とする場合は、1件につき4万円を加算する。

3) 喫味確認等その他調査を必要とする場合は、1件につき1万円を加算する。但し、品質収量調査を必要とする場合は、加算をしない。

4) 農薬等の産地試験の委託耕作料は実費相当とし別途定める。

5) 初年度賛助会員については、会員負担金と非会員負担金の中間額とする。

6) 農薬の予備試験の負担金については、試験内容により変更する場合がある。

#### (2) 書類審査等手数料(1件=1資材・1試験につき)

単位:円/件(税抜)

区 分	内 容	会 員	非会員	
理由書	A: 公的機関等によるたばこでの新器材試験に準拠した成績書があり、有効性を判断できる場合	(1試験) 60,000	(1試験) 80,000	
	B: 過去に当該業者が試験実施した資器材の仕様変更で、基本性能等に影響するが、技術説明書または現物確認により有効性を判断できる場合	(1資材) 60,000	(1資材) 80,000	
	C: 過去の知見および技術説明書から判断し、有効性が明白な場合	(1資材) 60,000	(1資材) 80,000	
	D: 提出資料から、付加資器材としてたばこ品質に影響が無いと判断できる場合	(1資材) 60,000	(1資材) 80,000	
農薬試験成績書審査	農薬試験成績書について、試験例数として有効な例数となる場合(JT作成の試験成績、予備試験成績等)	(1成績書) 60,000	(1成績書) 80,000	
変更申請	基本性能に影響しない仕様変更の場合	(1資材) 40,000	(1資材) 50,000	
メーカー試験	自社で試験を行い、たばこでの新器材試験に準拠した成績書を提出する場合	A: 農薬、機械(含む乾燥)	(1試験) 80,000	(1試験) 120,000
		B: 肥料・土壌改良剤、本畑資材、苗床資材	(1試験) 60,000	(1試験) 80,000

注1) 現物確認など専門委員の出張を伴う場合は、別途「専門委員出張旅費」を加算する。

2) 仕様変更以外の軽微な変更の場合も変更申請書を徴する。手数料は徴収しない。

#### (3) 農薬等の産地試験委託耕作料

単位:円/10a(税抜)

種 類	在 来 種	黄 色 種	バーレー種
金 額	321,900	325,700	280,000